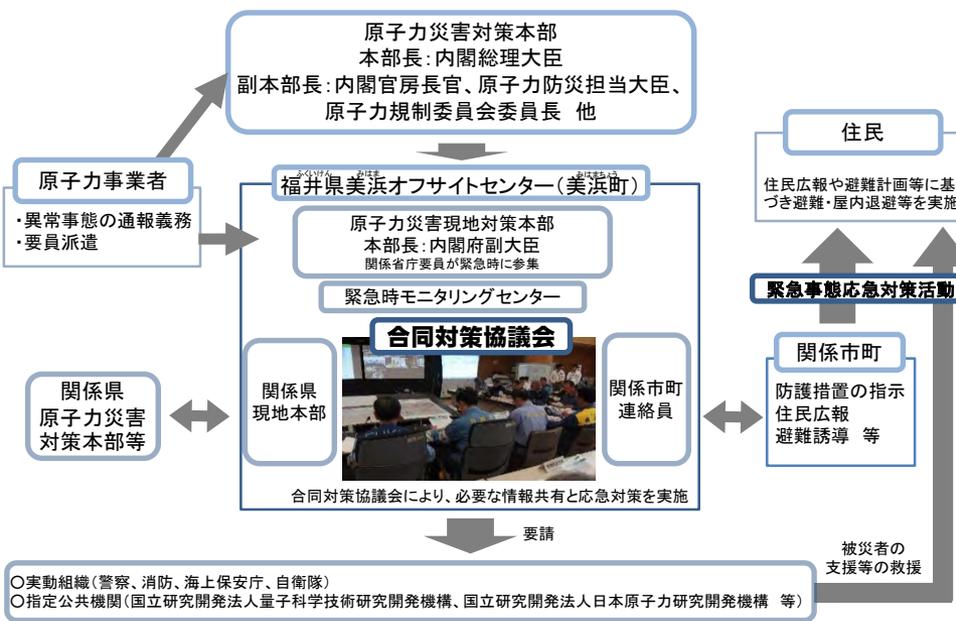
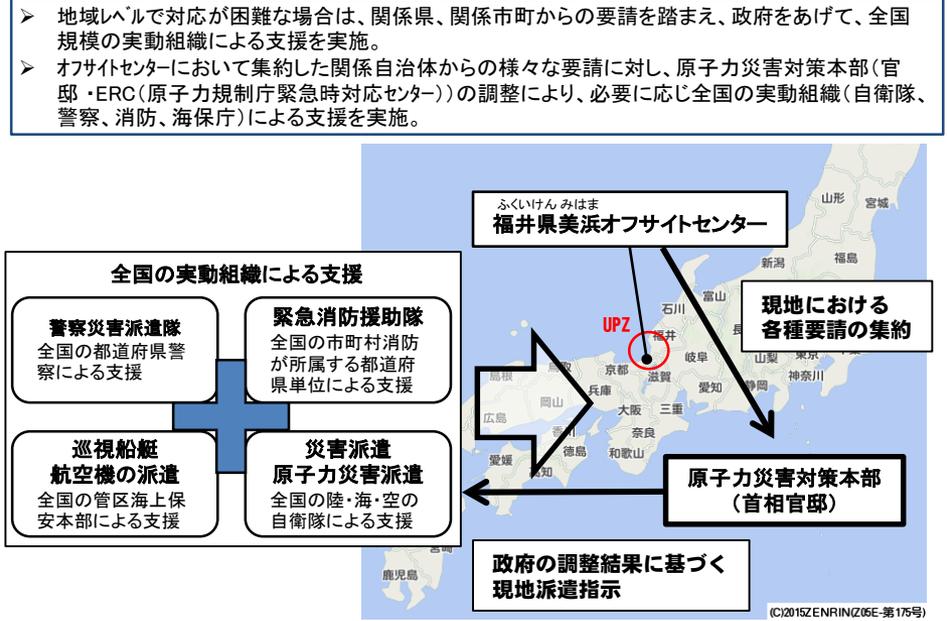


# 美浜地域の緊急時対応（概要版） ⑥緊急時における対応体制

## 1. 緊急時対応体制



## 3. 実動組織の広域支援体制



## 2. 住民への情報伝達体制

- ▶ 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 関係県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。



## 4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

▶ 福井県・滋賀県・岐阜県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

**警察組織**

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等

**消防組織**

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達

**海上保安庁**

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動

**防衛省**

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

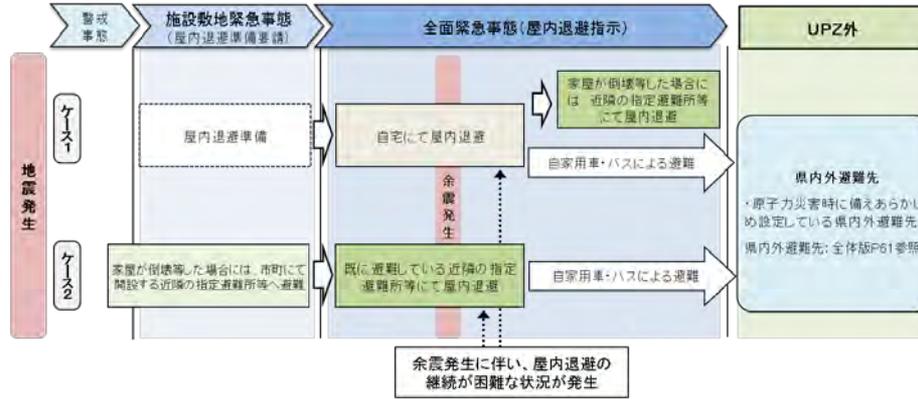
## 1. 自然災害等(地震※1)により屋内退避が困難となる場合の防護措置

- ▶ 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- ▶ その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行うこと。
- ▶ なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

## 3. 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、PAZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

### <屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。  
 ※2 例、放射性物質放出に至った場合に避難するよう場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

### <感染症(新型コロナウイルス等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>

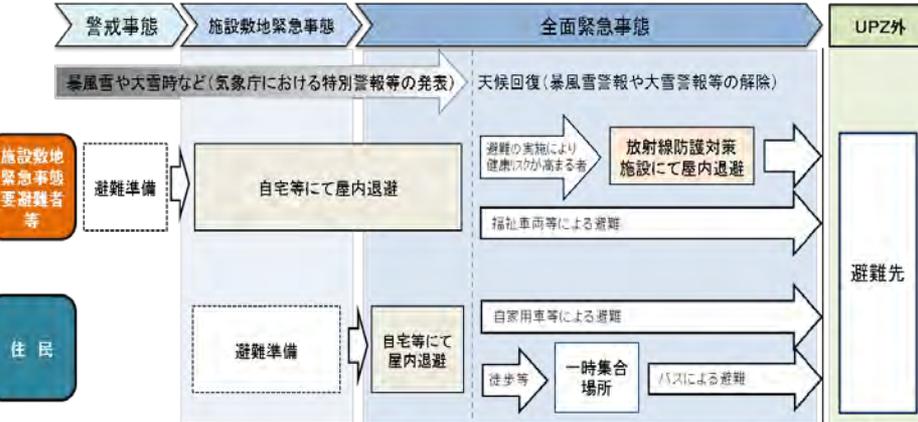
避難元	避難等の実施	避難先
<b>施設敷地緊急事態要避難者等</b> 感染者(軽症者)等 それ以外の者	<b>放射線防護対策実施等屋内退避継続</b> ▶ それ以外の者は別の施設で屋内退避。 <b>放射線防護対策実施等屋内退避継続</b> ▶ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	感染症指定医療機関等で治療 ▶ それ以外の者は、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。 ▶ 施設内では密集を避ける。
<b>自宅等で避難準備</b> 感染者(軽症者)等 それ以外の者	<b>バス避難者等の一時集合場所等</b> ▶ 密集を避け、極力分散して避難。 (例) 感染者(軽症者等) 一時集合場所等を自由です。直接指定された避難場所へ避難する。 ▶ 移転等による体調確認を行う。 ▶ 一時集合場所等の中で分け、ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ▶ 一時集合場所等の場所を分ける。	<b>避難車両</b> ▶ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) 追加車両の準備やヒストン輸送等を実施する。マスクを着用し、広隔を十分確保して着席する。 <b>避難所等</b> ▶ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
<b>一般住民</b> 感染者(軽症者)等 それ以外の者	▶ 指定避難所等に避難を求むる場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) 感染者(軽症者等) 指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] 移転等による体調確認を行う。 ▶ 施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ▶ 避難施設の場所を分ける。	<b>避難先</b> ▶ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) 追加車両の準備やヒストン輸送等を実施する。マスクを着用し、広隔を十分確保して着席する。 ▶ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 ▶ 避難先施設では、密集を避ける。

※1 新型コロナウイルス等対策特別措置法第二条第一項に定める新型コロナウイルス等を指す。  
 ※2 軽症者等は、入院治療が必要ない軽症状態の感染者及び軽症状態の者。また、既にUPZ外のホテル等において、療養している場合あり。  
 ※3 濃厚接触者、感染者等の感染の疑いのある者。又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれに避難(車両、避難所等)する。

## 2. 暴風雪や大雪時などにおける防護措置

- ▶ 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難一時移転等を実施。

### <全面緊急事態で天候が回復した場合(PAZの例)>



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

## 4. 感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

### <感染症(新型コロナウイルス等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>

避難元	避難等の実施	避難先
<b>施設敷地緊急事態要避難者等</b> 感染者(軽症者)等 それ以外の者	<b>屋内退避</b> ▶ 自宅等で、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。 ▶ 指定避難所等で屋内退避を実施する場合は、密集を避け、極力分散して退避。 (例) 感染者(軽症者等) 指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] 移転等による体調確認を行う。 ▶ 施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ▶ 避難施設の場所を分ける。	感染症指定医療機関等で治療 ▶ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。 一時集合場所 ▶ 一時集合場所等を自由です。直接指定された避難場所へ避難する。 ▶ 移転等による体調確認を行う。 ▶ 一時集合場所等の中で分け、ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ▶ 一時集合場所等の場所を分ける。
<b>UPZ内の住民</b> 感染者(軽症者)等 それ以外の者	<b>バス避難者等の一時集合場所等</b> ▶ 密集を避け、極力分散して避難。 (例) 感染者(軽症者等) 一時集合場所等を自由です。直接指定された避難場所へ避難する。 ▶ 移転等による体調確認を行う。 ▶ 一時集合場所等の中で分け、ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ▶ 一時集合場所等の場所を分ける。	<b>避難車両</b> ▶ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) 追加車両の準備やヒストン輸送等を実施する。マスクを着用し、広隔を十分確保して着席する。 <b>避難地域検査場所</b> ▶ 密集を避け、極力分散して検査。 (例) 一時集合場所等を自由です。直接指定された避難場所へ避難する。 ▶ 移転等による体調確認を行う。 ▶ 一時集合場所等の中で分け、ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ▶ 一時集合場所等の場所を分ける。

※1 新型コロナウイルス等対策特別措置法第二条第一項に定める新型コロナウイルス等を指す。  
 ※2 軽症者等は、入院治療が必要ない軽症状態の感染者及び軽症状態の者。また、既にUPZ外のホテル等において、療養している場合あり。  
 ※3 濃厚接触者、感染者等の感染の疑いのある者。又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれに避難(車両、避難所等)する。